

京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例（令和2年6月2日京都市条例第 2 号）（行財政局総務部総務課）

新型コロナウイルス感染症に係る対策に関する事業の実施に必要な資金を積み立てるため、京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を整備しました。

この条例は、令和2年6月2日から施行することとしました。

京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を公布する。

令和2年6月2日

京都市長 門川大作

京都市条例第2号

京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例

(設置の目的)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る対策に関する事業（以下「事業」という。）の実施に必要な資金を積み立てるため、京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 次に掲げるものは、基金として積み立てるものとする。

- (1) 予算をもって定める金額
- (2) 前条の目的のための寄付金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局総務部総務課)